

函館市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月22日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第35号

函館市公印規則の一部を改正する規則

函館市公印規則（昭和38年函館市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 2の表整理番号61の項中「径21」を「径24」に、「1」を「8」に改める。

別表第2 2の表中 「 (15) 年 月 日 領 収 函 館 市 会 計 管 理 者 」 を 「 (15) 年 月 日 領 函 館 市 会 計 管 理 者 担 当 者 番 号 」 に 改 め る。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。